

—— 医薬品の適正使用に欠かせない情報です。必ずお読み下さい。 ——

2017年12月

医師・薬剤師・医療関係者の皆様

## 適正使用のお願い

パーキンソン症候群治療剤・精神活動改善剤  
抗A型インフルエンザウイルス剤

**アマンタジン塩酸塩錠 50mg「イセイ」**  
**アマンタジン塩酸塩錠 100mg「イセイ」**  
**アマンタジン塩酸塩散 10%「イセイ」**  
(アマンタジン塩酸塩)

製造販売元

コーアイセイ株式会社  
山形市若葉町13番45号  
TEL:023(622)7755 FAX:023(624)4717

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従来から標記製品の使用上の注意に関しまして繰り返しご案内申し上げておりますが、本年11月9日に開催されました薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会におきまして、抗インフルエンザウイルス薬の処方の有無、種類にかかわらず、異常行動についての注意喚起を徹底することが適当とされ、注意喚起においても具体的な説明を行うことの必要性の指摘がされました。万が一の事故を防止するための予防的な対応として、以下につきまして患者様・ご家族様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

### 【具体的な注意喚起の例】

抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無にかかわらず、インフルエンザと診断され治療が開始された後、少なくとも2日間は、保護者等は小児・未成年者が一人にならないよう配慮することを原則とする旨の説明に加え、次の注意喚起の例が考えられます。

#### ①高層階にお住まいの場合

- ・玄関及び全ての窓の施錠を確実に行うこと。(内鍵、補助錠がある場合はその活用を含む。)
- ・ベランダに面していない部屋で療養を行わせること。
- ・窓に格子のある部屋がある場合はその部屋で療養を行わせること。

等、小児・未成年者が容易に住居外に飛び出ない保護対策を講じることを医療関係者から患者及び保護者に説明すること。

#### ②一戸建てにお住まいの場合

- ・例えば、上記①の内容のほか、出来る限り1階で療養を行わせること。

なお、厚生労働省のホームページに「平成29年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」が開設され、以下の情報が掲載されておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

裏面へつづく

**厚生労働省ホームページ:「平成 29 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」**

**(平成 29 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について)**

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

**(平成 29 年度 インフルエンザQ&A)**

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

謹白